

北区児童相談所等複合施設運営指針中間まとめ

1 基本方針

(1) 基本方針

子どもに関わる虐待や障害・発達、不登校等の相談に迅速に対応できる包括的な相談支援体制を構築し、子どもを中心に子どもの最善の利益を優先した支援を行います。

(2) 北区が目指す新たな児童相談体制の構築

北区は、児童福祉法第 12 条に基づく行政機関である児童相談所と児童及び妊産婦の支援拠点である子ども家庭支援センターを複合施設内にそれぞれ独立した組織として整備します。子ども家庭支援センターを区民に身近で気軽に相談できる窓口として存続させるとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関として学校、警察、児童相談所等様々な地域の関係機関と連携を築いてきた足跡を踏まえ、区が持つ福祉、保健、教育分野などの子ども家庭支援機能と児童相談所の専門機能を緊密に連携させ、一貫性をもった包括的な相談支援体制を構築します。

2 施設概要及び開設時間

(1) 施設概要

赤羽駅から徒歩 5 分程度の場所に、児童相談所・一時保護所の整備に併せて子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターを複合化します。

① 設置場所及び建物規模（地上 4 階建て）

設置場所	東京都北区赤羽台 1-1-13（旧赤羽台東小学校跡地）
敷地面積	約 5,000 m ²
延べ面積	約 6,750 m ²

② 各階の主な諸室

階数	主な諸室
1 階	あそびのひろば、児童発達支援センター（療育）、カフェ等の飲食スペース等
2 階	児童相談所・子ども家庭支援センター・教育総合相談センター事務室、相談室、会議室等
3 階	教育総合相談センター（適応指導教室）、児童相談所、プレイルーム、体育館、相談室等
4 階	児童相談所、体育館

(2) 開所時間

児童相談所の相談受付時間と夜間休日等の体制

ア 相談受付時間

平日（月曜日～金曜日） 午前 9 時から午後 5 時まで

※相談受付時間やその他の機関の開所時間等は現行の状況や区民ニーズなどを踏まえ検討します。

イ 夜間・休日対応

電話受付業務は外部委託等を含め検討し、通報者や相談者からの電話を 24 時間 365 日確実に受けることができる体制を構築します。

3 組織体制、事務分掌及び職員数

部名	課名	係名、担当名	人数	事務分掌
児童相談所※	児童相談課	管理相談係	26 人	○措置費支払い事務 ○虐待初動対応等
		児童福祉係	18 人	○調査・社会的診断及び指導 ○一時保護等の処遇等
		児童心理係	12 人	○心理相談、心理判定 ○愛の手帳の判定等
	地域支援係	7 人	○里親支援等 ○家庭、親子再統合支援等	
	保護課	一時保護担当	56 人	○一時保護児童の生活指導 ○行動観察・行動診断等
職員数小計			119 人	（令和 4 年 8 月時点想定人数）
子ども未来部	子ども家庭支援センター	庶務・事業担当		○施設管理 ○各事業等
		あそびのひろば担当		○総合窓口 ○あそびのひろば事業等
		在宅支援担当		○児童家庭相談 ○要保護児童対策地域協議会の運営等
		発達心理担当		○発達相談 ○発達評価等
	児童発達支援センター			○療育支援 ○保育所等訪問支援事業等
職員数小計			62 人	（令和 4 年 4 月 1 日現在）
教育振興部	教育総合相談センター	庶務・事業担当		○特別支援教育の推進 ○不登校対策等
		就学相談担当		○就学相談 ○転学相談等
		教育相談担当		○教育相談 ○通級指導相談等
		適応指導教室担当		○不登校の児童及び生徒の適応指導等
職員数小計			43 人	（令和 4 年 4 月 1 日現在）
職員数合計			224 人	

※児童相談所は、所長、副所長、相談専門担当課長、保護課長を別に 1 名ずつ配置します。

〈検討事項〉

○学校サブファミリーを軸とした関係機関の連携

児童相談所の児童福祉係や子ども家庭支援センターの在宅支援担当、教育総合相談センターの教育相談担当が概ね中学校2校程度の学校圏域を担当することで、これまで以上に関係機関等との連携を強化していきます。

○総合相談受付（窓口・電話）

だれでも気軽に相談できるよう、複合施設の1階に総合相談窓口を設置し、相談体制の強化を図ります。

○あそびのひろばの利用の拡大

0歳から3歳までの乳幼児親子の利用に加えて、18歳未満までの相談体制を強化するため、SNSを活用した相談体制の充実を検討するとともに、3歳以上の子どもなどに対する参加しやすいイベント等の拡充を検討します。

また、乳幼児親子の利用時間との調整を行い、学齢期以上の子どもが気軽に立ち寄り学習等を行うスペースの提供を検討します。

○カフェ等の飲食スペースの提供

乳幼児親子が立ち寄りやすい施設となるよう、カフェ等の飲食スペースの提供を行い、だれでも利用し、交流しやすい施設とします。

4 児童相談所の人材育成の取り組み

区はこれまで東京都や先行区等の児童相談所に職員を派遣し人材育成を図ってきました。令和4年度は、福祉職や心理職、一時保護所等職員を新たに7名派遣し専門的職員の育成を推進します。（継続を含む令和4年度派遣人数計15名（北児童相談所3名、東京都児童相談センター2名、荒川区3名、中野区2名、板橋区2名、さいたま市児童相談所3名））

■人材育成計画（職員数と経験年数見込み）

令和7年度末 経験年数見込み	1年	2年	3年	4年	5年 以上	計	未経験
児童福祉司 35人	9人	12人	1人	2人	3人	27人	8人
割合	25.7%	34.2%	2.9%	5.7%	8.6%	77.1%	22.9%
児童心理司 15人	2人	5人	3人	1人	2人	13人	2人
割合	13.3%	33.3%	20.0%	6.7%	13.3%	86.7%	13.3%
一時保護所 35人	9人	9人	1人	0人	0人	19人	16人
割合	25.7%	25.7%	2.9%	0%	0%	54.3%	45.7%
事務職 10人	2人	4人	0人	0人	0人	6人	4人
割合	20.0%	40.0%	0%	0%	0%	60.0%	40.0%

※表の経験年数見込みは、令和4年8月時点の想定です。児童相談所開設に向け、専門的職員の育成を更に強化できるよう努めてまいります。

5 一時保護所

(1) 一時保護所の理念

子どもたちが穏やかな気持ちで自分らしさを発揮できるよう、子どもの権利を尊重し、あたたかく家庭的な雰囲気の中で子どもの気持ちに寄り添った支援を行います。

(2) 一時保護所の定員および整備方針

①一時保護所定員 20人（学齢女子8人、学齢男子8人、幼児4人）

②整備方針

ア 居住（学齢児）

子ども一人一人のプライバシーに配慮し、学齢児居室、トイレ及び浴室を個室とします。また、過ごしやすさを意識し、十分な広さを確保した開放的なリビングと、目的に合わせて利用できるプレイルームの配置を行います。

イ 居住（幼児）

のびのびと過ごせるように十分な広さの寝室と保育室を整備し、中庭においては光や四季を感じられる空間の確保を行います。

ウ 静養室

病気の時、安静に過ごせることや気持ちを落ち着かせることができるよう、シャワー、トイレを完備した静養室を女子・男子・幼児の各ブロックで整備します。

エ 学習室

学習支援において子どもの状況や特性、学力等に配慮した柔軟な対応ができるよう、学習室を区分けできる可動間仕切りを設置します。また、観察や実験のできる理科室等の環境も整備します。

オ 体育館

外出に制限がある子どもたちが健康的な生活が送れるよう、のびのびと運動ができる広さの体育館を整備します。

(3) 職員体制

様々な事情で保護されてきた子どもたちへのケアを行うため、児童養護施設の職員配置基準を上回る職員体制にします。

〈保育士・児童指導員の配置〉

勤務体系	早番	日勤	遅番	夜勤
女子ブロック	1人	3人	1人	1人
男子ブロック	1人	3人	1人	1人
幼児ブロック	1人	2人	1人	1人
計	3人	8人	3人	3人

※夜勤は、追加の配置について、夜間補助員の活用も踏まえて検討します。
※その他看護師、心理士、学習指導員など配置を検討します。

(4) 今後の主な検討課題

①子どもアドボケイトの活用

子どもの権利を守るため、子どもアドボケイト(子ども意見表明支援員)の配置や、一定の独立性を持つ第三者機関等における審査・調査について検討します。

②学習支援

一時保護中の子どもの「教育を受ける権利」を守るため、普段の学習環境と同様の授業時間を設定するとともに、専任の学習指導員が子どもの学力や特性に配慮した学習支援を行います。また、子どもの在籍校と連携しながら学習を進め、学習用タブレット端末の活用や通学支援についても検討します。

6 児童相談所設置市事務

児童相談所が区に設置された場合、児童相談所(一時保護所含む)業務以外にも、児童福祉法第59条の4第1項により下表の事務を設置市(区)が処理することとされています。

No.	事務	担当主管課
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	子ども未来課
2	里親に関する事務	児童相談所開設準備担当
3	児童委員に関する事務	地域福祉課
4	指定療育機関に関する事務	保健予防課
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務	障害福祉課
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害福祉課
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童相談所開設準備担当
8	児童福祉施設に関する事務	
	(1) 児童養護施設	児童相談所開設準備担当
	(2) 母子生活支援施設	生活福祉課
	(3) 保育所	保育課
	(4) 児童厚生施設	子どもわくわく課
	(5) 障害児入所施設、児童発達支援センター	障害福祉課
9	認可外保育施設に関する事務	保育課
10	小規模住居型養育事業に関する事務	児童相談所開設準備担当
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害福祉課
12	一時預かり事業に関する事務	保育課
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害福祉課
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	児童相談所開設準備担当
15	特別児童扶養手当に係る判定業務	児童相談所開設準備担当
16	療育手帳に係る判定業務	児童相談所開設準備担当

※今後の組織改正等により担当主管課が変更になる場合があります。

※No.8 児童福祉施設に関する事務の検査は子ども未来課が主に担当する予定です。また、乳児院等の区内に存在しない施設の主管課については現在検討中です。

7 社会的養護(養育家庭里親の推進について)

(1) 基本方針

国が定めた新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、北区においても家庭的養育を優先とした、里親による家庭養護の推進を図るとともに、乳児院や児童養護施設などの養育環境の小規模化の取り組みと併せて、社会的養護が必要な子どもを家庭的な環境で養育できるよう努めます。

(2) 里親

家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、特定の大人と安全で継続的な愛情を受け、適切な家庭生活を体験し、子どもが健やかな成長が送れるよう養育する制度です。養育家庭(里親)、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親の4つに分類されます。

(3) フォスタリング業務

子どもの最善の利益の実現を図るため、里親のリクルートや研修、子どもと里親家庭のマッチング等、里親養育の支援を包括的にサポートできる体制を構築するとともに、里親が子どもへ最善の養育の提供と支援が受けられるようフォスタリング機関を整備し、北区では民間の活力を生かすなど里親登録や養育の推進を図ります。

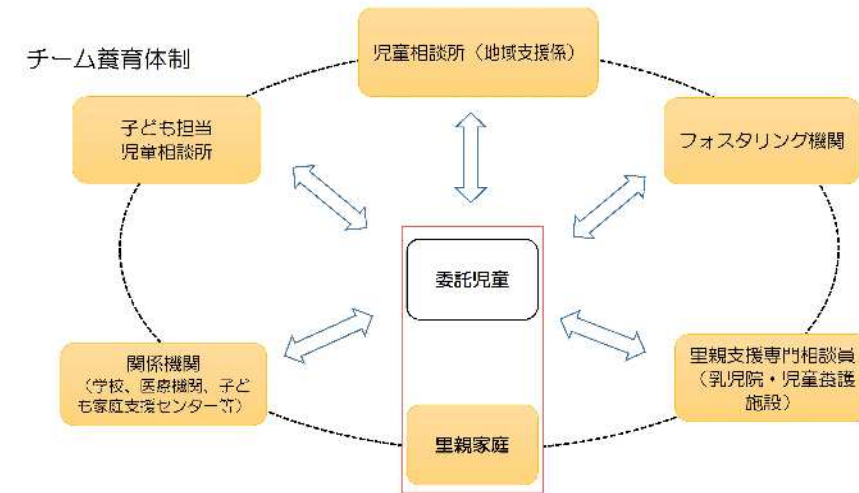
(4) 里親委託等の促進に向けた検討課題

○里親委託促進に向けた取り組み

子どもと里親にとってより良いマッチングを行うため、東京都や先行区と広域連携を行い、委託促進を図ります。

○養育家庭の社会的理解を促進

子どもや里親が社会から孤立しないよう、養育体験発表会や里親の交流会を開催し、里親同士が交流し相談できる場を作り、やりがいや負担感を共有できる機会を検討します。



保護者・児童生徒本人・親族・区民一般

総合相談窓口

地域関係機関（児童委員、学校、保育園、幼稚園、保健所、医療機関、警察署、福祉事務所、近隣知人、児童福祉施設等）

地域関係機関（児童委員、学校、保育園、幼稚園、保健所、医療機関、警察署、福祉事務所、近隣知人、児童福祉施設等）

北区児童相談所

子ども家庭支援センター

教育総合相談センター

虐待相談等

虐待が疑われる相談

虐待以外の子育て等に関する相談

発達や障害に関する相談

就学相談

教育相談

緊急受理事会議

合同緊急受理事会議

緊急度の高い相談

管理相談係
初期対応、48時間以内（安全確認）、情報収集

発達心理担当

就学相談担当

教育相談担当

児童福祉係

合同援助方針会議
（連携・引継ぎ）

在宅支援担当

アセスメント
発達検査等

アセスメント
発達検査等

アセスメント
プレイセラピー等

家庭裁判所
申立
一時保護
立入調査
審判

協働連携

アセスメント

就学支援委員会

援助及び支援方針会議

受理・援助方針会議

受理・援助方針会議

援助及び支援方針会議

援助及び支援方針会議

家庭裁判所
申立
審判

援助及び支援サービス

継続相談

援助及び支援サービス
（療育支援等）

就学先決定
フォローアップ

援助及び支援サービス
（適応指導教室等）

継続相談

養育家庭や施設等で、ケアを受け生活する

家庭で生活する

家族再統合

要保護児童対策地域協議会

地域関係機関（児童委員、学校、保育園、幼稚園、保健所、医療機関、警察署、福祉事務所、児童福祉施設等）